

市県民税・所得税の申告のスケジュール案内

申告の受け付けは、2月16日から3月15日までの月曜日から金曜日に行います。市県民税・県民税については、市役所市民税課、所得税の確定申告については、越谷税務署へお問い合わせください。

申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお願ひします。

市民税・県民税の申告

市民税課 ☎ 2006

申告が必要な方

- ◆平成24年1月1日現在、八潮市に住所があり、次のいずれかに該当する方
- ① 市民税・県民税の申告書を送られてきた方（申告書は1月下旬に郵送しています）
- ② 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（勤務先に確認してください）
- ③ 給与などを2カ所以上の会社から受けている方
- ④ 給与所得者で、給与の他に所得のあった方
- ⑤ 平成23年中に退職され、平成23年中に就職されていない方
- ⑥ パートやアルバイト、外交員報酬などの収入があった方
- ⑦ 年金基金や公的年金など年金を2カ所以上から受けている方
- ⑧ 事業所得（営業・農業）、不動産所得、雑所得などがあった方
- ⑨ 国民健康保険に加入している方
- ⑩ 児童扶養手当や幼稚園就園奨励費など各種手当てを受給される方
- ⑪ 保育所の保育料算定や県営・市営住宅の家賃算定などが必要になる方

申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 平成23年中勤務先が1カ所、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金収入が1カ所のみで、社会保険料等控除の追加がない方

申告に必要なもの

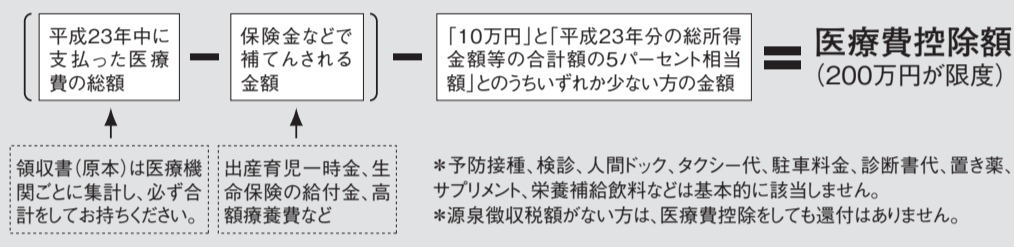
- ◆平成23年中の所得がわかるもの
 - ・源泉徴収票（原本）
 - ・営業、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など（総収入金額や必要経費などの収支内訳書は、必ず計算してお持ちください）
- ◆社会保険料 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ◆障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または市が発行する障害者控除対応

提出方法

- ◆郵送での提出
次の方は郵送による提出が可能です。
- ・年末調整が済んでいる源泉徴収票（原本）をお持ちの方で控除の追加、内容の変更がない方
- ・源泉徴収票（原本）

医療費控除を受ける方へ

医療費控除の算式



のみ郵送してください。

- ・所得がなかった方
- ・市民税申告書裏面の「平成23年中に所得のなかった方の記載欄」にご記入のうえ、郵送してください。

◆申告会場での提出

申告受付日程の表を参照のうえ、受付対象地域の受付日に各申告会場へ申告してください。

指定された受付日に来ることができない方は、それ以外でも申告できますが、混雑緩和のため、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、午前中の受け付けでも混雑の状況により、午後からの申告開始となる場合があります。あらかじめご了承ください。

◆日曜申告

土・日曜日は休みですが、2月26日(日)に限り、午前9時から11時まで八潮メセナ1階展示室で、日曜申告を実施します。大変混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

なお、午後の受け付けはありませんのでご注意ください。

事業専従者のいる事業主の方へ

事業主の方は、申告書の事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市民税課にご提出ください。

申告受付日程

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
16日(木)	八条および受付会場近隣の方	八条公民館	午前9時30分～11時
17日(金)	南後谷および受付会場近隣の方	資料館	
20日(月)	古新田および受付会場近隣の方	古新田公民館	午後1時30分～3時30分
21日(火)	大曾根および受付会場近隣の方	大曾根中公民館	
22日(水)	南川崎および受付会場近隣の方	ゆまにて	

出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
2月	23日(木) 緑町1・2丁目	会場 八潮メセナ1階展示室 受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ※午後4時以降は、申告受付ができません。 (開館は午前9時からです)
	24日(金) 緑町3～5丁目	
	27日(月) 鶴ヶ曾根	
	28日(火) 西袋、柳之宮	
	29日(水) 小作田、松の木、伊草、新町	
3月	1日(木) 八潮1～4丁目	指定された受付日に来ることができない方
	2日(金) 八潮5～8丁目	
	5日(月) 中央1～4丁目	
	6日(火) 二丁目、上馬場、中馬場	
	7日(水) 木曾根、伊勢野	
	8日(木) 大瀬、圀	
	9日(金) 大原、浮塚	
	12日(月)	
	13日(火)	
	14日(水)	
	15日(木)	

※月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、申告受付会場のみ入場できます。ただし、車のご来館はご遠慮ください。また、申告会場(八潮メセナ)へのお問い合わせについてもご遠慮ください。

各申告会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

